

教員養成課程での水泳実技における 新型コロナウイルス感染症対策と課題

—スイミングクラブでのガイドラインと 現職指導者の聞き取り調査を参考に—

古田 康生¹ 小原 慶祐²
篠田 知之³ 原田 理人⁴

- I 序論
- II 研究目的
- III 研究方法
- IV 調査結果
- V 考察
- VI 結論

I 序論

1. 日本における新型コロナウイルス感染症の 拡大

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19とする）の日本国内での初めての感染者が2020年1月16日に厚生労働省により報告された。その後、感染拡大に伴い日本では、2020年4月7日に内閣総理大臣が特別措置法第32条1項に基づき、緊急事態宣言を7都府県に発令した。次いで同年4月16日には対象地域が全国に拡大された。宣言により、新規感染者数の報告数は減少に転じ、段階的に解除され、同年5月25日には宣言が解除された。それ以来、2021年12月の現時点まで新規感染者数の増加と減少が繰り返され第5波まで数えている⁸⁾。

この過程において、2020年3月1日に厚生労働省は、複数の集団感染事例（クラスター）から換気の悪い密集空間に行くことを避けるよう勧告した。その代表例としてスポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなど具体的に示し、一人の感染者が複数に感染させた事例環境を示した。集団感染の共通点として、

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間、不特定多数の人が接触するおそれが高い場所、いわゆる三密の環境を示し、避けるよう勧告した⁷⁾。

2. 大学体育の対応（2020年度・2021年度）

2020年度4月、COVID-19感染拡大に伴い文部科学省は、3月24日に「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」¹⁰⁾を通知した。その中で、「1. 大学等における感染拡大の防止について」では、『(1) 大学等では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であること。大学等における授業等の開始に当たっては、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意いただいた上で、その準備を進めていただきたいこと。（中略）なお、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業の活用などによる学修機会の確保に留意すること。』とある。これにより、2020年4月時点で90%程度の大学等が対面式授業の開始時期の延期が余儀なくされ、例年通りに学期始めを迎えた大学等においても多くがリモート式授業（遠隔授業）で授業を実施している¹²⁾。

¹ 岐阜協立大学経営学部教授

² 辻調理師専門学校講師

³ 岐阜協立大学経営学部准教授

⁴ 岐阜協立大学経営学部教授

COVID-19感染拡大下（以下、コロナ禍とする）において身体活動を伴う実技授業を対面方式で実施する事例が報告されている。これらは、学生の危険を顧みずの実施では断じてあり得ない。行政機関の指示や専門家の意見を基に万全の感染症対策を講じて実施するものである。

まず、1つ目は、石垣³⁾による報告である。これは美術や音楽といった芸術を専攻する学生を対象とした太極拳、モダンダンス、クラシックバレエの実技授業の事例である。この芸術系大学では、実技授業が多くを占め、実技授業の中止は大学授業の大部分を喪失することになる。したがって、微生物学や感染制御学の専門家教員（教授）の指導の下、COVID-19対策調査チームを設け、面接授業（ここでは原文に従い面接授業とする）の実施に向けて活動している。具体的には、第一に面接授業を実施する専攻などが「面接授業開始計画」を作成する。次いで、その計画を前述の調査チームに提出する。そして、専攻代表者などの立ち合いの下、換気能力を評価するためスモークテスターやサーキュレーターを用いて実地調査を行う。その結果を踏まえ、安全を考慮した具体的な使用方法を検討した結果を「新型コロナウイルス感染対策会議」に許可申請をして、認められた授業のみが面接授業ができる、という手順である。それにより、2020年度春学期開講当初は課題形式授業であったが、6月下旬には許可された全ての面接授業が実施された、とある。合わせて、この春学期において学生と教職員において感染者は一人も認められなかったとある。ここでの面接授業における感染対策では、文部科学省が周知した『大学等の日常においては、「3つの条件」、すなわち、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距离での会話や発話が生じる密接場面が重なることを徹底的に回避する』対策が実行されている。具体的には、履修登録の時点で受講学生を40名から20名に減らす。教場である体育館の換気テストの実施、ソーシャルディスタンス確保のため体育館のフロアに2m間隔のマーカーを176か所設置、体育館のフロアを荷物置場と受講場所に2分割するため、間にクラシック

バレエで使用するバーを設置、などで人的距離を確保する工夫がなされている。また、授業開始にあたり、扉を全開にしてサーキュレーターを稼働させ換気に努めている。さらに、更衣室での密集を避けるため、滞在時間を短縮させる工夫と、移動ルートを2方向に分散し、その途中で石鹸で手を洗うよう指導している。教員と学生はマスク着用が義務づけられ、バーを使用しているレッスンでは使い捨て手袋を着用し、受講生が同一方向を向いて練習できる環境づくりがなされている。そして、授業後は使用した用具（レッスンバー）をアルコール消毒し、床全面をモップ掛けした、と記述されている。しかし、最後に「体育館への入室前と退室後にグループで会話をしながら移動する行為が認められたことから、学内の移動の在り方について検討する必要がある」とコロナ禍で実技授業を実施する上での課題を挙げている。

2つ目は、北⁶⁾の報告である。これは教養体育あるいは大学体育と位置づけられる実技授業で、短期集中型（3日間）で複数の種目展開による大人数授業の事例である。

具体的な感染対策としては第一に、受講者定員の縮小がある。大半が屋内種目のため、半減されている。ゴルフは屋外種目のため定員の削減はされていない。例えば、フィットネスは35名定員から15名に、バドミントンは、50名から24名、テニスは40名から24名、卓球は30名から15名に定員が縮小されている。また、実技授業を実施する各場面を想定して独自にガイドラインを策定し、感染対策を講じている。まず、「初日および全体オリエンテーションに関するガイドライン」では、密が懸念されるため、実施教室を2つにわけ、一方にはオンライン配信して実施している。そして、①非接触型体温計を用いて開始時に全学生を検温すること、②37.5度以上の発熱が認められた場合、時間を空けて再検温し、それでも高体温の場合は保健室に連絡して帰宅させる、③毎朝の健康チェックシートを提出させる、④味覚と臭覚のチェック項目に「異常あり」とある学生は保健室に連絡後、直ちに帰宅させる、⑤味覚と臭覚のチェック項目以

外に「異常あり」と回答した学生は体調に応じて見学などの対応をとる、⑥COVID-19の感染は学校保健安全法の「学校感染症」に指定されたため、学生に不利益がないよう対応する、⑦通常であれば大人数が集まるオリエンテーションは集合教室を二つに分け、一方はオンラインで配信する、⑧教室では前方2列を空け、また座席間隔をあけて着席する、⑨教員は、飛沫飛散防止ボードの後ろで話す、⑩窓と扉を開放し扇風機(外向き)とサーキュレーター(内向き)を稼働させる、といった感染対策を徹底して実技授業を実施した、とある。ここでは、検温、自覚的健康チェック、三つの密の回避だけでなく、受講学生に不利益がないよう対応することが明確に明記されている。

次に「種目別オリエンテーションのガイドライン」では、①マスクの着用とフィジカルディスタンスの徹底の周知、②教室ではフィジカルディスタンスを確保して着席する、③1種目1教室を利用する、④教員は常時マスクを着用し、対面接近ではフェイスシールドを着用する、⑤教卓には飛沫飛散防止の遮断ボードの設置、⑦移動の際にはフィジカルディスタンスを徹底し、授業前後の手洗い・洗顔の励行を促す、とある。ここでは、厚生労働省の手指衛生のガイドラインを資料として用い、説明し徹底させている。またアルコール消毒との併用も推奨している。

さらに「更衣室利用に関するガイドライン」では、密集・密接を避けるため次の事項が示されている。①5名以上の同時利用はしない、②更衣室内のロッカーは使用禁止、③更衣室内私語厳禁、④シャワーの利用は極力控え、使用数を制限する、⑤シャワー使用は5分以内、⑥更衣室内に換気のため扇風機を設置、⑦更衣室使用の時間帯の重なりを避けるため使用時間帯を指定、⑧ごみは各自持ち帰る、と定められている。ここでは、大学側から5分間隔で更衣室が利用できる時間帯が指定されている。

それぞれの種目の「授業実施時のガイドライン」として、①説明を聞く場合はマスク着用・運動実施時はマスクを外す、②教員はフィジカルディスタンス保つ授業展開を工夫するが、場

合によっては学生にフェイスシールドを着用させる、③学生が不安を訴えた場合、大学で準備しているマスク・フェイスシールドを提供する、④暑熱順化や運動不足が懸念されるため緩やかな授業計画が望まれる、⑤教員はマスクを着用、⑥グループ活動ではフィジカルディスタンスを十分に確保させ、大声の会話は控えさせる、⑦更衣室の利用の順番待ちを授業内で促す、とある。三密回避やマスク着用だけでなく、運動不足と開講時期が夏季であったため、暑熱順化についても触れ「緩やかなプログラム(授業計画)」が望まれるが、「いいかげんな授業」にならないよう計画性と緊張感を維持するよう記されている。

「授業後の使用した用具の消毒や教場の消毒・清掃に関するガイドライン」では、①授業終了後、使用用具を消毒する、②消毒時、ビニール手袋を使用して消毒液をタオルでふき取る、③タオルは洗濯乾燥して使用する、④屋内種目の教場は床に消毒液を噴霧してダスターで拭き取る、とある。

ここでも、実技授業による感染者の報告はなかったと記されている。

3つ目の報告は、山津¹⁶⁾による「新型コロナウイルス感染症蔓延から1年後の大学体育の開講状況」である。これは、教員養成大学・学部を要する九州地区の大学のシラバスを分析した結果を報告しており、2020年度は実技・実習系の授業ではオンラインによる遠隔授業が導入され、対応に努めてきたが、2021年度では、コロナ禍でも前期授業の開講を遅らせることなく、多くの大学で対面授業が工夫されて実施され、2021年度は3度目の緊急事態宣言が発令された状況であったが、2020年度と比較して2021年度は混乱することなく様々な工夫で対応している、と報告している。特に水泳実技については、2021年度は調査大学の全てで開講されていた、とある。その理由として水泳実技の担当代表者が全て専任教員で機動的な変更・対応が高く、夏期に集中して開講されていることなどが理由として考えられると考察している。また、スポーツ庁^{16,17)}や日本水泳連盟¹⁰⁾のガイドラインが示され、

適切な授業運営であれば感染リスクが少ないためと報告している。

さらに、大学を拠点とした総合型地域スポーツクラブでの感染対策が永谷ら¹³⁾により報告されている。それによると、『大学施設を利用した総合型地域スポーツクラブであるため、「大前提として学生の教育環境の確保が第一であり、安心安全が担保、保証されなければならない」。それを基に、会員の健康維持や運動実践の場として確保・機能させ、文部科学省や厚生労働省が危惧しているコロナ禍による「健康の二次被害」としての体力低下や免疫力低下に対応しなければならない。そのためにも、日本フィットネス産業協会¹⁾や日本スイミングスクール協会²⁾のガイドラインを参考に感染対策を徹底し、クラブの運営にあたらなければならない』、とあり、ドレッドミルやなどのトレーニングマシン間の距離や飛沫飛散防止のためのシールドの設置、更衣室での入退室の動線の一方通行化や扇風機による換気、ロッカーの使用場所制限、共用用具の消毒などの対策を実施を報告している。

3. 岐阜協立大学における感染防止の対応と課題

岐阜協立大学の体育実技A・B（教養教育科目）とスポーツ実習の各種スポーツ実技（専門教育科目）の授業実施においては、2020年度前期開始前から全国的なCOVID-19感染拡大により前期は全ての授業がリモート方式授業となった。また、2020年度後期においては9月末の後期開始当初は対面形式により実技授業が実施されたが、11月末再度、リモート方式の授業に変更となった。2021年度前期は、開始当初の3回の授業が計画的リモート方式の授業であったが、残りの授業は対面方式の実技授業であった。2021年度後期開始にあたり、COVID-19の感染が危惧される体育実技やスポーツ実習に対して「2021年度後期体育関連授業の実施形態について」⁴⁾が全学教務委員会などで協議され、2021年10月4日に教務部長により指示された。それによると「体育関連の授業」では次の通り具体的に指示されている。

- ・授業冒頭で「体温チェック表」を提示させる。（「全ての対面授業」共通項目）
- ・密閉空間にしないように換気を徹底する。窓と扉を開放する（2021年11月時は扇風機により換気を実施）。
- ・受講者同士の間隔を十分に空ける（2m以上）。
- ・受講者のマスク着用は不要とするが、教員は必ずマスクを着用する。また、バレーボールなどの対面での試合形式の場合、マスクの着用を指示する。マスクの着用については「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について（スポーツ庁政策課学校体育室）」に準拠する。
- ・受講者同士、教員と受講者などの接触が伴う授業内容や指導は控える（①実技活動の待機時に会話は控える、距離を空ける、マスクの着用を認める）。②近距離で組み合ったり、接触する運動は内容を工夫する（サッカーやバスケットボールなどは戦術学習、柔道では対人で行わない技に限り実施）。
- ・授業後に使用した器具や用具の消毒を実施する。
- ・更衣室をなるべく使わない（更衣室の人数制限や更衣室を分散する）。

なお、各体育実技とスポーツ実習で使用するスポーツ施設での「換気の現状」で、換気に対する現状分析がなされ、担当教員がすべき対応策が示されている。また、「代替え措置の実施」として、『「実技に参加したくない」という学生に対して個別に対応し、課題や実技の実施指示など手厚くサポートする』という指示もある。

なお、現時点（2021年12月31日）で教養教育科目の体育実技A及びB、専門教育科目のスポーツ実習の実技授業により感染者が生じたという確かな情報は確認できていない。

4. 新型コロナウイルス感染症による商業スポーツ施設への影響

2020年に複数のスポーツジムでクラスター（集団感染事例や感染者集団などと呼ばれるもの）

の発生が報告され、感染拡大の事例としてスポーツジムを中心とした商業スポーツ施設が取り上げられた⁹⁾。それにより、全国的にスポーツジムが休業に追い込まれたことにより会員がクラブを退会する者が増加した¹⁵⁾。

帝国データバンクの調査によると、2020年4月～21年3月に発生したフィットネス(スポーツジム)事業者の倒産や廃業が累計26件あり、2019年度の23件を上回り、過去10年で最多となった。過去20年間では、2008年度のリーマン・ショック直後で需要が大きく後退した時の29件に迫ると報告している¹⁵⁾。

また、同じく帝国データバンクが保有する企業データベースを基にフィットネス事業者の業績を調査した結果、通期予想を含めて2020年度業績が判明した約500社のうち、70%強で前年度から売上が減少となることが明らかとなり、このうち、減収となった企業の売上げの減少幅は平均で20%を超えており、前年度から半減以上となった企業もある。また、減収企業のうち利益動向が判明した企業約130社をみると、約6割が最終損益で赤字、2割では減益となり、損益面でも影響を受けた企業が8割超に上るなど、コロナ禍の影響が直撃した2020年度の収益状況は厳しさが改めて浮き彫りとなっている、と報告している¹⁴⁾。この商業スポーツ施設での減収の要因としてコロナ禍に伴う利用者の急激な減少による会費収入の大幅減が第一に考えられる。また、経済産業省⁵⁾の調査によると、近年のフィットネスクラブ利用者は累計で2,000万人を超え、20年間で約2倍に増加した。しかし、日本国内での全国的なCOVID-19の感染が拡大し、政府による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令、新型コロナ感染拡大の要因となるクラスター(感染者集団)の事例としてフィットネスクラブなどの商業スポーツ施設がクローズアップされたため、昨年5月には利用者数は2019年のわずか5%台まで急落している、と報告している¹⁴⁾。

5. 商業スポーツ施設における感染対策の対応

2020年から2021年とCOVID-19の感染拡大が進む中、スポーツジムでのクラスター発生の報告を受けスポーツジムやフィットネスクラブ、スイミングスクールなどの商業スポーツ施設は営業自粛を強いられた。そのため、これらの商業スポーツ施設を取りまとめる諸団体組織(協会)では、行政と連携を図りCOVID-19の感染防止策のガイドラインを作成し、随時改訂を重ねて営業再開に向けて備えた。

まず2020年3月3日、一般社団法人日本フィットネス産業協会は「FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン(初版)」¹⁾を発行している。その後、改訂を重ね、2021年12月の現時点では第8.1版の発行に至っている。また、一般社団法人日本スイミングクラブ協会では、「JSCAガイドライン スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン」²⁾(以下、ガイドラインとする)を令和2年6月18日に初版を作成した。その後、令和3年10月18日までに5回目の改訂を重ね、最終更新をしている。なお、JSCAガイドラインにはチェックリスト(新型コロナウイルス感染拡大予防「適合施設チェックリスト」)があり、ガイドラインに示された詳細な予防策が確認できるようになっている。

上記2つの感染防止のためのガイドラインはそれぞれの公式ホームページでも公開され、利用する会員だけでなく広く一般市民も閲覧できるようになっている。

6. 日本スイミングクラブ協会の感染対策ガイドライン

このガイドラインの冒頭では、『スイミングクラブは、各クラブが消毒の徹底、三密環境対応等感染防止対策が十分にされている。更に、プール環境の湿度や次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒の徹底した管理によってプール施設は感染防止に優れた環境である』とある。しかし、『付帯施設のロビーや更衣室、送迎バス、ギャラリイなどの共用部分では、より一層の徹底した消毒や三密対策が必要』と課題も指摘している。

ガイドラインの「2.基本的な考え方」では『「プールにおいては、水を介した感染リスクは極めて低いと考えられているが、遊泳プールでの密な状態で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まる」ということを念頭におき、無症状の感染者がわずかながらいることを想定して運営することが重要である』とある。したがって、水泳指導の場面においては、指導対象者が密集や密接な状態になることを避け、換気の徹底、プールサイドやベンチ、ビート板など共用する用具の消毒を徹底する基本的な感染防止対策を講じることでクラブの営業（施設の運用）が実施ができると考えられる。

「3.具体的な対応」では、利用者への注意喚起など16の大項目があり、項目によってはさらに小項目が設定され、より具体的な感染防止対応策を明記している。表1に大項目16と一部小項目を示した。

ガイドラインでは、各項目についてさらに詳細な対応が指示されている。例えば「2.共通的

事項」の「(1)対人距離の確保」では、①三密(密集・密閉・密接)の回避の徹底において、「三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクが少ないというわけではないことに留意する」、と注意喚起がなされている。次いで、「2mを目安に(最低1m)確保するように努める(施設設備・構造、利用者状況も踏まえ、導線の確保や余裕を持った距離を確保することが望ましい)」、と人的距離を確実に確保するよう促している。更に、「マスク着用の場合であっても短時間の会話に努め、大声は避ける」、と飛沫の飛散防止に注意する項目もある。そして、指導者は、もちろんであるが、会員も水中でのレッスン時以外は着替え時であっても「不織布マスクの常時着用の徹底(水中練習時は除く)」を促すよう明記されている。この様に具体的な感染対策対応が示されている。その他の項目についても同様であるが紙面の都合上全ての詳細な感染防止対応の表記は他に譲る。

表1 JSCAガイドラインの大項目一覧

1. 利用者への注意喚起	
2. 共通的事項	(1) 対人距離の確保
	(2) 換気の徹底
	(3) ごみの処理方法
	(4) 人が手に触れる場所の消毒の徹底
	(5) 野外レクリエーション・各種合宿及びイベントへの対応
	(6) 万一の陽性者との接触に備え、接触確認アプリの利用の推奨
	(7) 政府が提唱する感染リスクが高まる「5つの場面」についての対策
	(8) 共用部での対策の徹底
	(9) 正しいマスクの着用と咳エチケットの徹底
3. 来館者の制限	
4. 来館時	(1) 検温の実施、(2) 館内マスク着用、(3) 入館時手指消毒
5. 送迎バス	
6. 受付時	(1) COVID-19対策の館内注意書きの提示
	(2) フロントに飛沫防止対策の間仕切り
	(3) 可能な限りキャッシュレス決済
	(4) 入場者・退館者の記録管理とその保持
	(5) 利用者対応では、三密回避、換気、身体距離の保持、マスク着用
7. ロビー・フロント・通路	
8. 更衣室・トイレ	
9. プール施設	
10. 観覧席	
11. マシンルームが付置されている場合	
12. 体操場を使ったプログラム	
13. 指導者・スタッフ	
14. 事業所	
15. 新しい生活様式について	
16. 変異体に対応するための感染対策	

II 研究目的

「2021年度後期体育関連授業の実施形態について」⁴⁾では岐阜協立大学で開講されている基礎教育科目の体育「体育実技A・B」と経営学部スポーツ経営学科の専門教育科目「スポーツ実習」など各種スポーツ実技の科目におけるCOVID-19の感染対策が指示されている。これは体育館（アリーナ）やトレーニング場の屋内施設と野球場やテニスコート、サッカー場の屋外施設といったスポーツ施設で実施する科目に対する対策の基本方針である。しかし、水泳場を使用する「水泳」については水泳場特有の対策は具体的に明記されていない。種々の講義室やスポーツ施設での感染対策を適正に解釈すれば水泳場での感染対策にも当てはめることは可能ではあるが、それでは学生に安全・安心な学習環境を確実に提供できているとは言い難い。そこで、本研究では、商業スポーツ施設での感染対策の対応から示唆となる知見を得ることを目的とした。クラスター（集団感染事例）の大きな要因の一つとして考えられていたスポーツ活動の代表的な環境であるスポーツジムやスイミングスクールなどといった商業スポーツ施設では、全国的な組織が感染対ガイドラインを作成し、対応している。その感染対策の実践実態を調査することで、大学体育・スポーツ実習実技における対策に役立つ知見が得られると考えられる。スイミングスクールでの感染対策は、「ガイドライン」の基本方針により確認したが、ここではそのガイドラインを実際にスイミングスクールで実践している指導者を対象にインタビュー調査を実施し、実践実態と課題を聞き取り、岐阜協立大学経営学部スポーツ経営学科にて同一科目名で最も開講コマ数が多い科目の一つである「水泳」の感染対策の参考になる基礎的資料を得ることを目的とした。

III 研究方法

1. 調査対象

岐阜県内の商業スポーツ施設（スイミングスクール）にて勤務し、指導経験を有する若年指導者2名を調査対象とした。どちらの指導者もCOVID-19感染症拡大前から水泳指導をしており、1名は男性指導者で指導歴2年、もう一名は女性指導者で、指導歴3年であった。

2. 調査方法

インタビュー調査は、対面で実施し、予め設定した質問紙に回答を依頼し、回答内容について対面にて聞き取り調査をした。なお、対面での聞き取り調査では、三密を避け（2m以上の距離を保ち、十分な換気がされている開放された部屋で実施した。また、調査者及び調査対象者はいずれもマスクを着用して）て行われた。

3. 調査項目

今回は、専門教育科目「水泳」（以下、水泳実技とする）に役立つ知見を得ることが目的であるため、水泳指導場面における具体的な感染対策に関連する質問項目にとどめた。質問項目は次の3項目である。これらの項目に自由記述で回答させ、その後、詳細について聞き取り調査を実施した。(1) 水泳指導における感染対策の内容、(2) 水泳指導以外の場面での感染対策、(3) 感染対策の実践における課題

4. 倫理的配慮

インタビュー（聞き取り）対象となった水泳指導者には、調査の趣旨と意義、調査方法、研究結果の公表においては個人情報保護を遵守するため、個人名及びスポーツ施設名が特定されない旨を口頭にて説明した。なお、調査は途中であっても中止でき、不利益は生じない、と説明し、同意を得た後に開始した。

本研究は、岐阜協立大学研究推進委員会規程『岐阜協立大学における研究者の行動規範』を遵守して実施した。

IV 調査結果

2名の水泳指導者から得た水泳指導現場における具体的な感染対策の調査結果は、次の通りである。ここでは両指導者の聞き取り内容を合わせて表記する。

2名が勤務するスポーツ施設は、ガイドラインに則り水泳指導を実施していた。また、各施設的环境に応じて適宜変更して感染防止対策を実施して営業をしていることが明らかとなった。

1. 水泳指導場面における感染対策（プール内）

- 1) 担当するスクール：児童を担当している。
- 2) 週当たりの担当時間数：週に複数回指導し、その主な対象は児童で、約70～80名が指導対象である。
- 3) 具体的な感染対策：コースロープが張られたコース内を周遊するように泳ぐレッスンスタイルで実施している。そのため泳者の前後で距離を空けて泳ぐように指示し、密集を避けるよう配慮している。また、レッスン中は泳者同士の会話や大声での発声などはしないよう注意し、密接になることを避けている。換気は、通常通りの大型ファンによりしている。泳法に関する指導やレッスン内容の指示は、短く端的にしている。

2. 水泳指導に付随する感染対策（プールサイド、待機室、更衣室、通路など）

- 1) 注意喚起：指導前後での基本的な感染防止対策の注意喚起を欠かさない。
- 2) 共用部分の消毒：プールサイドのベンチなどの椅子はレッスンの合間にアルコール消毒を必ず実施している。
- 3) ビート板などの用具の消毒：レッスンの合間にアルコール消毒をしている。
- 4) 更衣室：利用者が集中しないように分散して更衣するよう指示している。また、更衣室に入る導線と更衣室から待機室、プー

ルへの導線は一方通行にして会員がすれ違わない様にしてある。

3. 感染対策における課題

- 1) 人員不足：用具や共用部分のアルコール消毒、会員児童の指導、次のレッスンの準備など複数の作業を短時間で実施しなければならず、人員が不足している。
- 2) 更衣室やトイレ、保護者の観覧ギャラリーでの感染対策では注意喚起に限界があるため課題となっている。
- 3) 児童の場合、レッスン前の待機においてある程度の距離を保って待機することが難しい。スペースの限界から児童同士の距離が近くなり、会話をしないように指示しても徹底できない場合がある。
- 4) レッソンの時間帯は、指導管理下にあり児童の行動が確認できるが、その前後や来場や帰宅途中までには注意喚起を促すまでとなり限界がある。

V 考察

本研究では、大学における体育実技やスポーツ実習といった身体動作を伴う実技授業、特に水泳のCOVID-19感染対策に役立つ知見を得ることを目的とした。そのため、商業スポーツ施設での感染対策の指針のガイドライン、特に日本スイミングスクール協会のガイドラインを概観し、次に実際にスイミングスクールで水泳指導をしている指導者2名を対象にインタビュー調査を実施して実施実態と課題を調査した。

インタビュー対象者が勤務するスイミングスクールにおける感染対策は日本スイミングスクール協会の指針に則り感染対策を実施していた。

ガイドラインの「3.具体的な対応」では、まず、「利用者への注意喚起」が欠かさず実施されていた。健康チェックや体調の確認等がそれにあたる。特に今回の調査対象者が実際に指導する相手が主に小学生であり、繰り返すことで感

染防止を図るよう努めていた。三密回避やマスク着用、大声での会話など、感染防止の基本的事項を繰り返し話すことは指導場面だけでなく、来場前や帰宅後の日常生活での感染防止対策にも繋がると考えられる。指導される側だけでなく、指導者にとっても自戒の念を込め反復する必要があると考えられる基本的な指導項目と言える。これは、大学生を対象とした水泳実技であっても欠かせない項目である。

次に、ガイドライン「2. 共通の事項」の①対人距離の確保、②換気の徹底、④人の触れる場所の消毒、⑧共有部（休憩スペース、トイレ、更衣室等）での対策の徹底、⑨正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底、の5項目が水泳授業に役立つ知見として得られた。なお、④ごみの処理方法、⑤野外レクリエーション・各種合宿及びイベントへの対応、⑥接触確認アプリの活用、⑦感染リスクが高まる5つの場面の対策についても自由記述では回答が認められたが今回は考察の対象から省いた。①対人距離は、水泳指導の場面では「泳ぎ始める“蹴伸び”の場面」にて泳者が密集することが多々見受けられる。そのため、次々と円滑にスタートさせるか、距離を空けて待機させるなど工夫が必要である。調査対象の施設では距離を空けて待機させる方法であった。また、入水までの時間帯では、会員（泳者）がすれ違わないように移動の導線を一方通行にする、時間をずらして移動するなどの対策をして密集密接を避ける工夫をしていた。これらの方策は水泳実技の参考になる。④人がふれる場所の消毒の徹底では、ビート板などの使用する用具だけでなく、プールサイドのベンチやプールサイドの床面もレッスンごとに消毒するという回答であった。同じく、⑧共有部（休憩スペース、トイレ、更衣室等）での対策でも、消毒を徹底していた。また、更衣室の使用では、密集しないように利用人数を制限し、時間差で計画的に着替えさせる対策を講じていた。その他にも、入退室時の手指消毒や不織布マスクの着用、更衣時のマスク着用なども徹底されていた。しかし、これらの感染対策を徹底して感染防止をするには“人手”が大きく影響する。

すなわち、現行の水泳実技は一人の教員が全てを担当しており、1限と2限の時間帯に授業が設定されている。大学生であっても水泳実技前は、更衣室での利用人数制限の確認や共用部分の消毒をする担当とプールサイドでの待機者の指導（人的距離など）の担当など最低でも2名体制でないと感染対策は徹底できない。聞き取り調査の課題でも感染対策を徹底すればする程、人手が足りないという課題が浮き彫りとなっている。COVID-19感染の収束が現実化していない中で万全の感染対策を講じて水泳実技の安全・安心な教育環境を提供しようとするのであればティーチングアシスタントなどを採用して課題を限りなくゼロにしなければならぬと考えられる。⑨正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底では、マスクをフィットさせ着用するよう注意している、とある。学生でも、鼻をマスクから出した「鼻マスク」が散見されるため注意喚起が必要である。

ガイドラインの「3. 来場者の制限」や「4. 来館時」、「7. ロビー・フロント・通路」、「8. 更衣室・トイレ」、「9. プール施設」、及び「13. 指導者・スタッフ」には具体的な感染防止策が詳細に明記され、水泳実技での感染防止に参考になる項目が多い。ただし、検温や健康チェック、通路での導線指導や共用部の消毒、更衣室使用での指導など明らかに現行の一人での運用では難しいと考えられる項目もある。例えば、「13. 指導者・スタッフ」の⑤には、人的距離を確保するため「スタートの場所を手前と25m側に分け、ゴール直後やターン時の大きな呼吸を他人が吸わないように工夫する」とある。そのため、少なくとも手前と25m側に指示を出す授業担当者が必要と考えられ、人的課題が生じることになる。

現職指導者が挙げた「レッスンの時間帯以外の時間」に関する課題は、大学生でも同様である。すなわち、いくら注意喚起しても授業時間帯以外の時間での感染防止対策には限界がある。しかし、繰り返し注意喚起して「新しい生活様式」に順応させ、自分で自分の命を守る能力を身につけさせなければ、もう暫くの間、実技授

業はできないことになる。これは体育実技やスポーツ実技だけでなく全ての授業に共通する事項であり、最も重要な課題の一つであると確認された。

VI 結論

水泳実技に役立つ感染対策の知見を得るためガイドラインと概観し、現職水泳指導者に聞き取りを実施して課題を調査した。その結果、以下のことが明らかとなった。

- (1) ガイドラインの詳細な感染防止対策は、大項目が16あり、その内、「共通的事項」や「更衣室・トイレ」が水泳実技に役立つ。
- (2) ガイドラインの感染防止対策を水泳実技で徹底するには"人手"が不足であり、ティーチングアシスタントを一時的に採用するなどの方策が必要である。
- (3) 新しい生活様式に順応させ、授業時間帯以外の時間でも感染対策が学生自ら講じられるよう繰り返し注意喚起して教育しなければならない。

著者は、本論文に関して開示すべき利益相反関連事項はありません。

参考文献

- 1) 一般社団法人日本フィットネス産業協会 (2021) FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン (2021年12月1日), https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/11/fia_guide_09.pdf (最終アクセス2021年12月31日)
- 2) 一般社団法人日本スイミングクラブ協会(2021),JSCAガイドライン,スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン, https://www.sc-net.or.jp/pdf/COVID19_Guidelines.pdf (最終アクセス2021年11月21日)
- 3) 石垣享(2021)2020年春学期における実技授業の取り組み例, スポーツ科学研究第43号, p 79-86
- 4) 岐阜協立大学教務委員会 (2021) 2021年度後期体育関連授業の実施形態について, <https://www.gku.ac.jp/gikeidaicms/site/guidelines210621.html> (最終アクセス2021年12月31日)
- 5) 経済産業省 (2021) コロナ禍で苦戦するフィットネスクラブ, https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20210813hitokoto.html (最終アクセス2021年11月21日)
- 6) 北徹朗 (2021) 大学体育におけるCOVID-19感染防止対策—東京都内の大学における実践事例—,体育研究第55号, p 55-60
- 7) 国立感染症研究所感染症疫学センター (2020) クラスター事例集 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000654503.pdf> (最終アクセス2021年12月31日)
- 8) 厚生労働省 (2020) 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向 (速報値), <https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000775287.pdf> (最終アクセス2021年12月31日)
- 9) 厚生労働省 (2020) 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf> (最終アクセス2021年12月31日)
- 10) 公益財団法人日本水泳連盟 (2020) 水泳活動におけるCOVID-19対策の留意点について,<https://swim.or.jp/fw/wp-content/uploads/2021/02/1592301892-%E6%B0%B4%E6%B3%B3%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%81%A7%E3%81%A7%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%A7%E7%95%99%E6%84%8F%E7%82%B90616.pdf> (最終アクセス2021年12月31日)
- 11) 文部科学省 (2020) 令和2年度における大学等の授業の開始等について (通知) https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf (最終アクセス2021年12月31日)
- 12) 文部科学省 (2020) 新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対策状況について, https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf (最終アクセス2021年12月31日)
- 13) 永谷稔,上田知行,花井篤子,吉村佳子,稲山敬太,石川峻 (2021) コロナ禍における本学「スポるクラブ」の感染対策について—スポーツジムおよび総合型地域スポーツクラブの感染対策および再開事例から—,北翔大学北方圏生涯スポーツセンター年報第11号, p 115-121
- 14) RESERVA Digital (2021) 商業施設：3つのコロナ対

策】予約システムを活用して安心してご来店いただける
店舗づくりを実現,

<https://digital.reserva.be/attracting-customers-after-corona-conditions-shopping-complex/> (最終アクセス
2021年11月21日)

- 15) サライjp (2021) フィットネスクラブ (スポーツジム)
の倒産や廃業、2020年度は過去10年で最多に,
<https://serai.jp/living/1027541> (最終アクセス2021年11
月21日)
- 16) スポーツ庁 (2020) 今年度における水泳授業の取り扱い
について,
[https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/
nc/jsa_00012.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00012.html) (最終アクセス2021年12月31日)
- 17) スポーツ庁 (2021) 学校の水泳授業における感染対策に
ついて,
[https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc
/jsa_00020.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00020.html) (最終アクセス2021年12月31日)
- 18) 山津幸司(2021)新型コロナウイルス感染症蔓延から1年度
の大学体育の開講状況—九州地区国立教員養成大学・学
部の分析結果からの第2報—,九州地区国立大学教育系・
文系研究論文集第8巻第1号, p 1-9